

会議関係者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

1 会議関係者に感染者が生じた場合の対応

- ・感染者は、登庁を自粛する。
- ・発熱している者、または発熱していないが感染者と極めて濃厚に接触（当該感染者が発症した日から治癒した日までの間において、おおよそ2メートル以内の距離でマスク等の必要な感染予防策をすることなく、累積して30分以上接触したことを目安とする。）した者に対し、登庁自粛を要請する。
- ・感染者の接触した可能性のある場所を消毒する。
- ・県民等に対し、議事堂での傍聴に代えてインターネット中継等での視聴を要請するとともに、やむを得ず議事堂で傍聴する県民等については、感染状況の把握が必要となる場合に備えて連絡先を確認する。
- ・議事堂で行う全ての会議の出席者にマスクの着用を要請する。

2 会議関係者の感染者が増加した場合の対応

必要に応じて議会運営委員会で会議開催の可否を検討する。

- ・開催が適当と認められる場合は、上記1の対応を行い、会議を開催する。
- ・開催が不適当と認める場合は、以下のとおり対応する。（なお、定足数に満たない場合も以下のとおり対応する。）

① 本会議を開催しない場合

議会運営委員会（議会運営委員会が開催できない場合は三重県議会災害対策会議）において、年度内等の審議を急ぐ必要がある議案であるかどうかを整理し、必要な議案について、知事による専決処分とすることの確認を行う。

なお、当初予算については、専決処分すべきものでないため、審議が困難となった場合は、一定期間の経費を計上した暫定予算の専決処分を認め、報告を求める。

② 委員会を開催しない場合

委員会付託済みの議案等で審議を急ぐ必要があるものについては、審査期限を付し、期限を過ぎても委員会の開催が不適当と認める場合は、本会議において審議を行う。

委員会付託前の議案等であって審議を急ぐ必要があるものについては、委員会付託を省略して本会議において審議を行う。

（注）災害対策会議で確認を行った場合は、後日、議会運営委員会で再度確認を行う。